

書名：これだけマスター 1 級管工事施工管理技士 第一次検定

発行：2025 年 4 月 10 日 第 1 版第 2 刷発行

ISBN：978-4-274-22868-1

■第 2 刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容																																											
		誤	正																																										
335	9 行目	[法第 6 条, 法第 87 条の 2, 法第 88 条]	[法第 6 条, 法第 87 条の 4, 法第 88 条]																																										
335	表 9・1	<p>右の表に差替え</p> <table border="1"> <caption>表 9・1 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>用途・構造</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>特殊建築物</td> <td>・延べ面積が 100 m² を超えるもの</td> <td rowspan="4">新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>・階数が 3 以上のもの ・延べ面積が 500 m² を超えるもの ・高さが 13 m を超えるもの ・軒の高さが 9 m を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>・階数が 2 以上のもの ・延べ面積が 200 m² を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>・特殊建築物で, その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m² を超えるもの</td> <td>建築設備: エレベーター, エスカレーター等を設ける場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等</td> <td>工作物を築造する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・上記建築物以外で, 都市計画区域内, 又は, 都道府県知事が指定する区域内等に建築するもの</td> <td>建築: 新築, 増築, 改築移転をする場合</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	用途・構造	規模	工事種別	全国適用	特殊建築物	・延べ面積が 100 m ² を超えるもの	新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限る)	木造	・階数が 3 以上のもの ・延べ面積が 500 m ² を超えるもの ・高さが 13 m を超えるもの ・軒の高さが 9 m を超えるもの	木造以外	・階数が 2 以上のもの ・延べ面積が 200 m ² を超えるもの	・特殊建築物で, その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの	建築設備: エレベーター, エスカレーター等を設ける場合		・高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等	工作物を築造する場合		・上記建築物以外で, 都市計画区域内, 又は, 都道府県知事が指定する区域内等に建築するもの	建築: 新築, 増築, 改築移転をする場合	<table border="1"> <caption>表 9・1 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>区分</th> <th>規模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第 6 条第一号・特殊建築物</td> <td>延べ面積が 200 m² を超えるもの</td> <td>新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>法第 6 条第二号・木造, 非木造</td> <td>・階数が 2 以上 ・延べ面積 200 m² を超えるもの</td> <td>新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等</td> <td>法第 6 条第三号・木造, 非木造</td> <td>・平屋建て ・延べ面積 200 m² 以下のもの</td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第 6 条第一号, 二号の建築物</td> <td></td> <td>建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合</td> </tr> <tr> <td>高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等</td> <td></td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	区分	規模	工事種別	全国適用	法第 6 条第一号・特殊建築物	延べ面積が 200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限る)	法第 6 条第二号・木造, 非木造	・階数が 2 以上 ・延べ面積 200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え	都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第 6 条第三号・木造, 非木造	・平屋建て ・延べ面積 200 m ² 以下のもの	新築・増築・改築・移転	全国適用	法第 6 条第一号, 二号の建築物		建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合	高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等		新築・増築・改築・移転
適用区域	用途・構造	規模	工事種別																																										
全国適用	特殊建築物	・延べ面積が 100 m ² を超えるもの	新築, 増築, 改築, 移転, 大規模な修繕, 模様替え, 用途変更 (用途変更して特殊建築物となる場合に限る)																																										
	木造	・階数が 3 以上のもの ・延べ面積が 500 m ² を超えるもの ・高さが 13 m を超えるもの ・軒の高さが 9 m を超えるもの																																											
木造以外	・階数が 2 以上のもの ・延べ面積が 200 m ² を超えるもの																																												
・特殊建築物で, その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの	建築設備: エレベーター, エスカレーター等を設ける場合																																												
	・高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等	工作物を築造する場合																																											
	・上記建築物以外で, 都市計画区域内, 又は, 都道府県知事が指定する区域内等に建築するもの	建築: 新築, 増築, 改築移転をする場合																																											
適用区域	区分	規模	工事種別																																										
全国適用	法第 6 条第一号・特殊建築物	延べ面積が 200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更 (用途変更して特殊建築物になる場合に限る)																																										
	法第 6 条第二号・木造, 非木造	・階数が 2 以上 ・延べ面積 200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え																																										
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第 6 条第三号・木造, 非木造	・平屋建て ・延べ面積 200 m ² 以下のもの	新築・増築・改築・移転																																										
全国適用	法第 6 条第一号, 二号の建築物		建築設備: エレベーター, エスカレーターを設ける場合																																										
	高さ 6 m を超える煙突, 高さ 8 m を超える高架水槽等		新築・増築・改築・移転																																										
343	下から 3 行目と 6 行目	(2022 年 11 月 18 日公布)	(2024 年 12 月 11 日公布)																																										
	下から 5 行目	下請負代金の合計が 4 500 万円以上 (建築一式工事なら 7 000 万円以上)	下請負代金の合計が 5 000 万円以上 (建築一式工事なら 8 000 万円以上)																																										
	下から 2 行目	下請負代金の合計が 4 500 万円未満 (建築一式工事なら 7 000 万円未満)	下請負代金の合計が 5 000 万円未満 (建築一式工事なら 8 000 万円未満)																																										
345	4 行目	下請契約の請負代金の額が 4 500 万円以上 (建築一式工事の場合: 7 000 万円以上)	下請契約の請負代金の額が 5 000 万円以上 (建築一式工事の場合: 8 000 万円以上)																																										
	13 行目	工事一件の請負代金の額が 4 000 万円 (当該建設工事が建築一式工事である場合) においては 8 000 万円) 以上	工事一件の請負代金の額が 4 500 万円 (当該建設工事が建築一式工事である場合) においては 9 000 万円) 以上																																										